

第 29 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 24 年 11 月 30 日（金）13:30～16:30
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 廣松毅
 - （委 員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一
 - （専 門 委 員） 中野豊、牧野治世子
 - （審議協力者） 財務省、内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都
 - （調査実施者） 国土交通省土地・建設産業局：平岩土地市場課長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：坂井国際統計企画官ほか
- 4 議 題 法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について
- 5 概 要

- 審査メモに基づく審議の 3 回目として、まず前回の部会において、国土交通省に対して詳細な説明を求められた事項である、「2 調査事項の変更」に関する審議事項のうち「(3) 報告者の誤記入防止のための調査事項の変更」、「(4) 地域別の土地取引動向の把握のための変更」、「3 標本設計の一部変更」、「5 報告を求める期間の変更」及び「6 集計表（統計表）の拡充」について、国土交通省から説明が行われ、審議した結果、おおむね適当とされた。また、前回部会で積み残しとなった「法人土地基本統計（基幹統計）の指定の変更（名称及び目的）」について審議を行い、おおむね適当と判断された。
- その後、「中間年におけるフロー調査の実施について(方向性)」及び第 2 回目目までの部会審議を踏まえ事務局が作成した答申案(未定稿)について事務局から説明し、審議を行った。

(1) 前回部会で国土交通省側に説明を求めた事項

ア 地域別の土地取引動向の把握のための変更

（法人土地調査（ストック調査）と企業土地調査（フロー調査）の統合による政策への活用状況）

- ・パネルデータの作成に当たっては、法人の ID がいないために、各法人の捕捉が難しく、調査実施に苦勞していることが分かった。今後は、経済センサスの調査結果から、各法人の ID を使用すれば苦勞が軽減されるのではないか。
- ・パネルデータについては、1 つの法人の動きを追うよりも、法人が参入・退出（法人の倒産・廃業、新設等）する際の土地の移動に着目した分析を行うことなどについても検討することが必要ではないか。

イ 集計表（統計表）の拡充

（3 調査の統合に伴い新たに作成される集計表（統計表）の例）

- ・帰属家賃は47都道府県別にすることで過大推計の問題が解消された。土地取引についても都道府県別の情報が利用可能になれば、推計精度が向上することが期待できる。

ウ 報告者の誤記入防止のための調査事項の変更

(平成20年調査における「証券化」に関する調査事項に係る回答状況)

- ・用語の使い方によって、回答者の捉え方・感触が変わってくるという実態はよく分かった。不動産業界には専門用語も多いため、分かりやすい言葉で聞くことが必要との対応は理解できる。
- ・証券化、信託受益権という用語について、不動産に係る法人でも記入を誤ることがあり、より理解を得やすい信託受益権という用語を調査事項に使用するとしている今回の計画でいいのではないか。

エ 標本設計の一部変更

(標本設計に関する補足説明)

- ・今回の説明により、標本抽出方法の詳細についてはよくわかった。
- ・標準誤差率について、特定の層の標準誤差率は高くなってしまい、目標5%以内を達成はできていないが、現状としては仕方ない。そもそも、土地に関してはキーとなる変数を見つけることも難しいという事情がある。経済センサスで有効な変数が見つかったら、あらためて変数については検討することとし、今回の審議ではこれでよいのではないか。

オ 調査方法の一部変更

(他の大規模調査(基幹統計調査)の調査実施期間との重複状況)

- ・現時点で調査時期が明確となっていない経済センサスを除き、今後10年間程度は法人を調査対象とする基幹統計調査で重複するものがないことが確認されたことから、妥当と判断する。

(2) 法人土地基本統計(基幹統計)の指定の変更(名称及び目的の変更)

- ・3調査を統合し、土地及び建物の所有、利用状況並びに土地の取得状況等を一体的かつ総合的に把握するという目的を達成するものであり、妥当と判断する。

(3) 中間年におけるフロー調査の実施について

- ・今回の部会審議の対象外であり、部会として調査実施者に必要性を検討してもらうという方向性は理解できる、不動産を巡る最近の動きはめまぐるしいことから、中間年のフロー調査も毎年実施されることを要望したい。
- ・部会長メモの取り扱いについては、統計委員会において席上配布し、部会長の発言を委員会議事録に留めてもらうこととなる。その効力は、答申文ではないため強い拘束力を持つものではないが、部会の総意を得たものとして、部会長から発言することになる。

- ・フロー調査については、平成 25 年度は基幹統計として実施することとなるが、平成 26 年度以降の中間年におけるフロー調査については、実施する場合は新規の一般統計調査として実施してもらうこととする。その上で、中長期的に安定した段階で、基幹統計化の検討をする際に、5 年に 1 回実施する基幹統計調査との関係を改めて議論することとしたらどうか。
- ・平成 26 年度以降の中間年のフロー調査について、行政記録情報の活用について、報告者負担の軽減についての 3 点については、統計委員会における答申案の審議の際に合わせて、部会長メモとして出すこととする。

(4) 答申案

- ・過去の答申でパネルデータ化が必要とされたのは、一般論として意味あるとの指摘だったのではないか。今回の答申のとおりでもよいが、前回のように課題として漠然とパネル化を記すのでは、調査実施者が具体的にどう対応したらいいか分からないので、答申において課題として指摘するのであれば、どう政策分析に使えるのかといった点も明確にしておくことが必要である。
- ・前回の答申でパネルデータ化が課題とされたのは、パネルデータに対する期待があったとの指摘はそのとおりであろう。パネルデータの作成についてどう提示するかは部会長発言メモの内容も含め考えさせてほしい。
- ・パネルデータを考える際には、住宅・土地統計調査との関係もあり、土地調査全体からみたパネルデータの作成という視点でみた方が有益では無いか。
- ・法人の参入・退出（法人の倒産・廃業、新設等）の際、土地がどのように移動しているのかが分かる方が重要である。あくまで土地のみを追いかけるだけではパネルの意味はあまりない。
- ・今回の諮問は、フローについても一体化して取るようにするなど、統計の目的が大きく変わるといふ基本方針の大きな変更であり、この変更については中間年のフロー調査の在り方にも当然考え方が及ぶものとする。
- ・部会長メモの内容については、事務局と調査実施者とよく相談の上作成したい。

6 次回予定

次回は平成 24 年 12 月 13 日（木）13 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。